

第4章 生活に困っている人のために

1 生活保護制度

担当課 生活福祉課 ☎225-2211・2212・2891・2811

生活保護制度	
内容	病気やけが、年をとって仕事ができなくなったり、離別や死別で収入がなくなったりするなど、いろいろな事情で生計が苦しくなり、生活に困ることがあります。 このようなとき、自分たちの能力や資産などを活用しても、なお生活ができない場合に、一定の基準に従って最低生活費に不足する分を国等が保障するとともに、自立を支援する制度です。
保護の要件	生活に困窮したときには、だれでも生活保護を申請し、利用することができますが、生活保護を受けるには、次のようなことを行っている必要があります。 ・働ける人は、その能力に応じて働く。 ・資産（預貯金、生命保険、不動産等）は、生活維持のため活用する。 ・親子、兄弟姉妹などの扶養義務者から、できるだけ援助を受ける。 ・他の制度で受けられる援助・手当を受ける。
保護の決め方と種類	厚生労働大臣の定める保護基準に基づいて、世帯員の年齢や人数などから最低生活費を算出し、その世帯の収入が最低生活費に満たないときに保護が適用されます。 ・生活扶助……衣食・その他の日常生活に必要な費用 ・住宅扶助……家賃・地代・住宅補修等に必要な費用 ・教育扶助……学用品・給食費等義務教育に必要な費用 ・医療扶助……けが・病気の治療等に必要な費用 ・介護扶助……介護サービスを受けるために必要な費用 ・出産扶助……出産のために必要な費用 ・生業扶助……技能習得や高校の就学に必要な費用 ・葬祭扶助……葬祭に必要な費用
生活扶助基準額	(例) 令和7年4月1日(1級地-2) 夫(33歳)、妻(29歳)、子(4歳)の3人世帯で無収入の場合。 生活扶助費 148,440円 ※加算は含みません。 この他に、住宅扶助費等が支給されます。

2 生活困窮者自立支援制度

担当課 福祉総合支援課 福祉相談係 ☎225-2895

生活困窮者自立支援制度	
支援内容	・生活にお困りの方にとって、どのような支援が必要かを相談員と一緒に考え、プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。 ・直ちに就労が困難な方に、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。 ・離職などにより住居を失うおそれのある方に、就労に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。 ・子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援を行います。
対象	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方。

3 生活福祉資金貸付制度

担 当 社会福祉協議会 援護係 ☎225-2947

所在地 厚木市中町 1-4-1(厚木市保健福祉センター5階)

生活福祉資金貸付制度																					
対象	・低所得世帯 資金の貸付にあわせて必要な援助及び指導を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、他から必要な資金の融通を受けることが困難である世帯 ・障がい者世帯 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯 ・高齢者世帯 日常生活上療養又は介護を要する 65 歳以上の高齢者の属する世帯																				
貸付条件等	<table><tr><th>資金の種類</th><th>資金の使途</th><th>償還期間</th><th>貸付限度額</th></tr><tr><td>教育支援資金</td><td>高校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費</td><td>卒業後 20 年以内</td><td>学校の種類により変わります。</td></tr><tr><td rowspan="3">福祉資金</td><td>冠婚葬祭、出産、住居移転等に必要な経費</td><td>3 年以内</td><td>500,000 円</td></tr><tr><td>福祉用具等の購入に必要な経費</td><td rowspan="2">8 年以内</td><td>1,700,000 円</td></tr><tr><td>通勤、通院、社会参加のための障害者用自動車の購入に必要な経費</td><td>2,500,000 円</td></tr></table>				資金の種類	資金の使途	償還期間	貸付限度額	教育支援資金	高校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	卒業後 20 年以内	学校の種類により変わります。	福祉資金	冠婚葬祭、出産、住居移転等に必要な経費	3 年以内	500,000 円	福祉用具等の購入に必要な経費	8 年以内	1,700,000 円	通勤、通院、社会参加のための障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000 円
	資金の種類	資金の使途	償還期間	貸付限度額																	
	教育支援資金	高校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	卒業後 20 年以内	学校の種類により変わります。																	
	福祉資金	冠婚葬祭、出産、住居移転等に必要な経費	3 年以内	500,000 円																	
		福祉用具等の購入に必要な経費	8 年以内	1,700,000 円																	
通勤、通院、社会参加のための障害者用自動車の購入に必要な経費		2,500,000 円																			
・上記の他に目的に沿った貸付資金があります。 ・貸付利率は、連帯保証人を立てた場合は無利子で、連帯保証人を立てられない場合は年 1.5%の有利子です。 ・償還方法は、原則として月賦返済です。																					
※その他、諸条件や必要な書類等がありますので、事前にご相談ください。																					
※神奈川県社会福祉協議会による貸付審査があります。																					

4 緊急援護資金貸付制度

担 当 社会福祉協議会 援護係 ☎ 2 2 5 - 2 9 4 7

所在地 厚木市中町 1-4-1 (厚木市保健福祉センター 5 階)

緊急援護資金貸付制度	
内容	市内に住所を有し、現に居住する生活困窮世帯で、他からの借入れが困難で緊急に援護の必要が認められる場合に対し、資金の貸し付けを行います。
貸付条件等	貸付金は、50,000 円以内で生活費に要する生活資金です。 ・貸付額が 30,000 円までの場合 ① 返済据置期間……貸付日から 1 か月以内 ② 償 還 回 数……6 回以内 ③ 償 還 方 法……月払い又は一括払い ・貸付額が 30,000 円を超える場合 ① 返済据置期間……貸付日から 1 か月以内 ② 償 還 回 数……10 回以内 ③ 償 還 方 法……月払い又は一括払い ④ 保 証 人……必要 ※貸付利子は無利子です。 ※その他、諸条件や必要な書類等がありますので、事前にご相談ください。